

特集

市民と行政による 協働のまちづくり

平成18年度市政執行方針・
教育行政執行方針・予算



登別市長 上野 晃

2月27日(月)、平成18年度の予算案などを審議する『平成18年第1回登別市議会定例会』が開かれ、上野市長が平成18年度のまちづくりの指針である『市政執行方針』を、武田教育長が教育の指針である『教育行政執行方針』を発表しました。

今月号では、まちづくり基本条例のもと市民自治の実現を目指し、市民と協働のまちづくりを積極的に推進する登別市の平成18年度市政執行方針と教育行政執行方針の要旨、予算をお知らせします。



登別市教育長 武田 博

平成18年度 市政執行方針 (要旨)

はじめに

まず、市政を取り巻く諸情勢について所感を申し上げます。

新年早々日本列島を襲った豪雪は、各地に大変な被害をもたらせました。比較的積雪の少ないこの地方も記録的な降雪のため、市民生活に大きな影響を受けるとともに、市の台所も打撃を受け、財政健全化の取り組み成果の一部を奪われた悔しさも感じますが、人命や財産に被害がなかったことを喜ぶべきと思っております。

近年、世界各地で異常気象現象や地震などにより、多くの人が生命や財産を失う悲惨な災害が発生しております。

また、国内では、幼い子どもたちが登下校の途中で誘拐され、殺害される事件が続発しました。

改めて危機管理の徹底、危険を予知し被害を防ぐための日常の備え、地域ぐるみの連帯した取り組みの重要性をかみしめて、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めたいと思っております。

次に、第一期の三位一体改革が決まり、初めて3兆円規模の税源移譲が行われることになりました。

国と地方六団体の協議の場が設けられ、地方の提案の一部が取り入れられたことは評価できますが、地方の自由度が高まるような事務事業の移譲は少なく、単なる国の負担転嫁で地方へのしわ寄せに過ぎないものが多く含まれていることに不満を感じております。

また、国の財政再建の見地から、地方交付税の本来の役割を無視して財源調整機能の縮小や総額の削減を強調する論議を誘導するかのようないやり方は、納得できません。

第二期の改革に向け、地方六団体が一層結束を固め、地方分権本来の趣旨に沿った権限や事務事業の移譲とその執行に必要な財源の確保を、強く国に求めて行かなければならないと思っております。

なお、北海道道州制特区推進法案がこの国会に提出されようとしていますが、北海道開発法とこれに基づいて国庫負担率の特例措置が堅持されるとともに、地方分権の趣旨に沿って特区への権限や事務事業の移譲が条件を整えて円滑に行われ、北海道や市町村の自立が促進されるよう強い関心をもって臨みたいと思っております。